

1 事業名

市道路線の認定

市道 2-565 号線、市道 2-1242 号線、市道 2-1243 号線、市道 2-1244 号線、市道 2-1245 号線、市道 2-1246 号線

2 事業の概要

開発行為（学校建設）に伴い、市道 2-228 号線、市道 2-563 号線及び市道 2-565 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、大字新郷 205 番 10 地先を起点として大字新郷 214 番 4 地先を終点とする部分を市道 2-565 号線として再認定し、大字松郷 161 番 1 地先を起点として大字日比田字遠願 846 番 1 地先を終点とする部分を市道 2-1242 号線として、大字松郷 174 番 3 地先を起点として大字松郷 178 番 1 地先を終点とする部分を市道 2-1243 号線として、大字松郷 187 番 1 地先を起点として大字新郷 189 番地先を終点とする部分を市道 2-1244 号線として、大字松郷 200 番 1 地先を起点として大字新郷 197 番 2 地先を終点とする部分を市道 2-1245 号線として、大字新郷 204 番 38 地先を起点として大字日比田字遠願 844 番 2 地先を終点とする部分を市道 2-1246 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する6路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図2のとおりである。